

## 意見書案 第 号

下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、  
拡大を求める意見書

兵庫県では、昭和40年代から流域下水道の建設を開始し、整備を進めてきたが、県が管理する下水道施設は、その多くで老朽化が進み、改築の時期を迎えている。

このため、平成26年度に策定した「ひょうごインフラメンテナンス10箇年計画」に基づき、計画的に改築更新を進めているところである。

このような状況の中、国の平成31年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分され、老朽化した污水处理施設の改築への国庫補助が削減されているところである。

今後も削減が続くと、一般会計繰入金を増額や市町における下水道使用料の増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時等において、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに污水处理の機能停止によるトイレの使用停止などの県民生活に重大な影響を及ぼす事態の発生が懸念される。

よって、国におかれては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、県民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震を初めとする自然災害への備えを強化するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持・拡大を図ること。
- 2 下水道施設の老朽化対策や、南海トラフ地震や巨大台風を初めとする自然災害に備える防災・減災対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命大臣（防災）

} 様

兵庫県議会議長 長岡壯壽

## 意見書案 第 号

## 交通安全対策の総合的な充実・強化を求める意見書

高齢運転者による、ブレーキとアクセルの踏み間違い等による「操作不適」が原因と考えられる重大事故が全国各地で相次いで発生している。また、大津市の保育園児死傷事故をはじめ、通学路や生活道路で子どもたちが犠牲となる痛ましい交通事故も全国で後を絶たず、これら交通事故の発生防止のための取組が大きな課題となっている。

高齢運転者に対する各種対策を推進するとともに、安全な歩行空間を確保するなどの道路環境の整備、交通事故を回避または被害が軽減できる安全運転支援装置の普及・促進など、実効性ある安全対策が求められる。

また、平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法により、75 歳以上の運転者に対する認知症対策が強化されたことに伴い、自主的に運転免許証を返納する方が増加している一方で、公共交通機関が乏しい地域では、買い物や通院など日常生活において車を運転せざるを得ない方が多くいるのも実態である。

自家用車に代わる高齢者の移動手段を確保するため、地域コミュニティバスやタクシー相乗りサービス等の公共交通機関の利用促進、自家用有償運送の導入・活用の円滑化、介護サービスと輸送サービスの連携強化等を積極的に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、交通安全対策の総合的な充実・強化を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 通学路や、幼児や高齢者などいわゆる交通弱者が日常的に利用する道路においても、安全な歩行空間の確保のための道路環境の整備に必要な財源を確保すること。
- 2 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全装置の普及啓発及びこれらを装備した自動車への乗換促進につながる施策を推進すること。
- 3 高齢者が自動車の運転に頼らなくても安心して日常生活を送ることができるよう、公共交通や社会体制の整備を推進すること。
- 4 地域コミュニティバスの導入に当たり課題となっている運転手の人員確保、路線の採算性を解決するための予算、特に自動運転技術の開発・導入に関する予算を確保するとともに、導入できる環境整備に向けた法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長

} 様

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽

意見書案 第 号

不登校対策の更なる強化を求める意見書

平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校の児童生徒数は 14 万人を超え、平成 24 年度から増加の一途を辿っている。

本県においても、平成 27 年度から増加傾向が続いており、不登校の児童生徒への学習機会の確保は、まさに喫緊の課題となっている。

不登校児童生徒の支援において、民間のフリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動などの活動は、様々な事情により学校生活になじめずにいる児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として、重要な役割を果たしている。

しかしながら、フリースクール等が、自宅から離れているため、交通費や活動費等が発生し、それによる経済的負担により参加を諦めざるを得ない児童生徒がいる。

よって、国におかれては、不登校児童生徒がフリースクール等の場で学習等を行うための支援制度の確立を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 長 岡 壯 壽

## 意見書案 第 号

## 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に迫いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けている。

特に、児童相談所、学校、教育委員会、そして警察も把握していながら、痛ましい虐待死事件が相次いで発生しており、なぜ救えなかったのか、悔やまれてならない。

よって、国におかれては、今国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正を踏まえ、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 子供の命と最善の利益を守る立場から、「しつけに体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、児童福祉法等改正法の施行後に必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子供の権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携を強化するに当たり、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBを配置するための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4 児童相談所の体制強化に向けて、児童福祉司の任用要件を厳格化した上での大幅増員や弁護士・医師・保健師の配置等を進めるとともに、転居の際の児童相談所間の引継ぎの徹底、虐待をした保護者への再発防止プログラム実施等において、国による財政面も含めた確実な支援を行うこと。
- 5 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の設置推進を図

ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 長 岡 壯 壽

## 意見書案 第 号

## 登下校中の子供たちの安全確保に関する意見書

昨今、登下校中の児童生徒が殺傷される事案や、つきまといや声掛けの被害に遭う事案が発生しており、従来の登下校時の安全対策には限界があると言わざるを得ない。

かけがえのない子供たちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、登下校中の子供たちが事件に巻き込まれる事を防止するためにも、抜本的な対策が急がれている。

そのため、人的な見守り体制を強化するとともに、ICT等を活用した子供の登下校見守りシステムを整備し、一刻も早く安全に登下校することができる環境を整えることが必要である。

よって、国におかれては、登下校中の安全確保に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 児童生徒の安全確保に向け、子供たちへのGPS端末の配布など、ICT等を活用した安全な通学路とするための予算を確保すること。
- 2 ICT等の科学技術の導入だけでなく、警察による見守りや駐車監視員の登下校時の見守り協力等、人的な見守り体制の強化も併せて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



令和元年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長  
情報通信技術（I T）政策担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 長 岡 壯 壽

## 意見書案 第 号

## L G B T / S O G I に関する差別のない社会環境整備を求める意見書

2019年、同性婚を容認することを求める訴訟が全国4都市で始まった。同性パートナーシップ条例・制度を持つ自治体は全国20自治体(2019年4月現在)に広がった。また、日本経団連が実施した「L G B Tへの企業の取り組みに関するアンケート」では、90%以上の企業が「性的少数者に関して社内の取り組みが必要」と回答している。

また、本県でもL G B Tに関して職員研修で取り上げるなど、性的マイノリティに対する差別をなくすための取組が広がりつつある。

同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができずにいる子供や若者たち、本人の性のあり方を、同意なく第三者に暴露してしまうアウトティングなど、まだまだ克服すべき課題が多くある。また、L G B Tではくくれない、S O G Iと呼ばれる性的指向や性自認の多様性を認め合える社会にすることも大きな課題になっている。

よって、国におかれては、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指して、L G B T / S O G Iに関する広く正しい理解の増進や差別解消を目的とした環境整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣

} 様

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽